



火災を予防する

この時期に発生しやすい火災。重要なのは心掛け

3月1日から7日まで「全国火災予防運動」
事業所の立入検査や広報車による巡回も

問合せ 消防本部予防課 Tel(757)9946

空気が乾燥 火災に十分注意を

「無防備な 心に火災がかくれんぼ」をスローガンに、3月1日(火)から7日(月)まで、全国一斉に春の全国火災予防運動を展開します。

期間中、消防本部では各種事業所の立入検査、広報車による巡回、その他の火災予防行事を行います。

空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となるため、防火に心掛けましょう。

住宅防火のために

寝たばこをしない▽ストーブは燃えやすいものから離す▽ガスコンロから離れるときは必ず火を消す▽タコ足配線をしない▽住宅用消火器、住宅用火災警報器を設置する

放火火災に注意

家の外周りは整理整頓し、

試験放送 防災行政無線

3月4日(金)
午後3時半—5時

問合せ 危機管理室 Tel(740)1145

防災行政無線は、地震や水害などの災害時に避難など命を守る行動を取ってもらうため、必要な情報を住民にお知らせする設備です。

試験放送の実施日時は3月4日午後3時半—5時の間で、放送時間は1カ所につき約1分間を予定。

防災行政無線は、今年4月から市内全25カ所の子局で運用を開始します。

実施日と放送する子局

(実施日は変更する場合があります)

実施日と放送する子局 3月4日午後3時半—5時、平木谷池公園、東谷公民館、川西北小学校(7日(月)を予備日)

サイレン音♪

こちらは防災川西です。ただいまから防災行政無線の試験放送を行います…試験中…試験中…試験中…防災川西の試験放送を終了します。

♪ピンポンパンポン



段ボールなどの燃えやすいものを置かない▽外灯をつけるなどして明るくする▽車庫、物置などに鍵を掛ける▽車やバイクは路上に駐車せず、カバーも防炎性のものを使用する▽ゴミは収集日の朝に出す

火災・救急・救助件数 昨年の実績

建物火災が21件
火災件数は31件。建物火災が21件で最も多く発生しています。

出火原因は「放火」が5件でトップとなっています。
建物の焼損床面積は586平方メートル、損害額は7868万5000円。火災による死者は2人、負傷者は1人です。

6883人を搬送
救急出場件数は7656件となっています。昨年同様に1511件増加し、1日当たり21件。

搬送された傷病者は6883人で、そのうち65歳以上の高齢者は4331人で全体の63%を占めています。

救助人員は1人減少
救助出場件数は1033件で、昨年比11件増加。救助人員は48人です。

コミュニティ団体による マイナンバーカード 申請受け付け

問合せ 行政経営室 Tel(740)1120

※カード交付に関しては市民課Tel(740)1340へ

してください。写真は縦4.5センチ、横3.5センチで6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景のもの。印はゴム印・スタンプ(印不可) ②免許証など本人確認書類(運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの官公署発行のもの。持っていない場合は、健康保険証や年金手帳など2点を持参) ③通知カード④住民基本台帳カード(持っている人) ⑤認印

また、暗証番号(英数字6字以上16字以下と数字4桁)が必要となりますので、ご用意の上、お越しください。

マイナンバーカードは、郵便で申請し、市役所で受け取るのが基本ですが、希望のあったコミュニティでは、郵送以外に下表の場所で申請を受け付けます。

対象は主催するコミュニティ地域の住民。下表の場所で申請すると、後日、自宅に郵送されますので、再度カードを受け取るために市役所に出向く必要はありません。

申請にあたっては、申請者本人が必ず申請してください。なお、次の書類を持参していることが、受け付けの要件となります。

①個人番号カード交付申請書(必ず写真を貼り付け、押印

主催	場所	日程
北陵小学校区 コミュニティ 推進協議会	北陵公民館	3月12日(土)
		3月19日(土)
加茂小学校区 コミュニティ 推進協議会	加茂 ふれあい会館	3月26日(土)

※時間はいずれも午前10時から午後4時まで

福祉医療費助成制度の対象者と所得条件

	乳幼児等医療	こども医療
対象	0歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
所得条件	扶養義務者(両親など)の市民税所得割税額(*1)の合計額が23.5万円未満の人 ※0歳児は、扶養義務者の所得条件がありません	

老人医療	
対象	65歳以上70歳未満の人
所得条件	世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人

	(高齢)重度障がい者医療	中程度の障がい者に対する入院医療
対象	1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人	3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人
所得条件	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額(*1)の合計額が23.5万円未満の人	

母子家庭等医療	
対象	母(父)子家庭の親と子、父母のいない子など(子が高校卒業(*2)まで)
所得条件	母など、扶養義務者の所得(*3)が19万円未満(扶養親族1人につき38万円加算)

*1 課税決定通知などに記載の市(町村)民税所得割税額+住宅ローン控除額+寄付金控除-19,800円×0～15歳の扶養人数-7,200円×16～18歳の扶養人数

*2 満18歳に達した日以降最初の3月31日を過ぎても高校在学中の場合は満20歳到達月まで

*3 所得=収入-必要経費-諸控除(※雑損、医療費、社会保険料(8万円まで)、障害、勤労学生など(養育費の8割を所得として含みます))

※市民税非課税で所得80万円以下の人は原則対象となります

福祉医療 受給資格の申請を

1歳未満の乳児を除き所得条件あり

問合せ 医療助成・年金課 Tel(740)1108

市では、各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、左表の条件を満たす人に医療費の一部を助成しています。福祉医療費とは、国民健康保険や社会保険などで診療を受けたとき、費用の一部を公費で負担するものです。

1歳未満の乳児を除き所得条件があります。対象となる人で、手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。